

公立小中学校施設整備のための予算確保に関する決議

公立小中学校の施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時には避難場所としての機能も果たすものである。

現在、築 40 年以上で改修を要する公立小中学校施設は全体の 2 割を超え、今後 15 年で、施設の更新時期が一斉に到来する。

しかしながら、この 20 年間の公立学校施設整備に関する国の当初予算額の推移を見ると、平成 10 年度に 1,731 億円だったものが平成 29 年度には 690 億円と大幅に減少してきている。

よって、国は、公立学校施設の実態を十分に踏まえ、速やかに子どもたちの教育環境の改善を図るとともに、安全・安心の確保を図る観点から、下記事項について、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 新増築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
2. 耐震化事業を計画的に推進するため、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
3. 空調設備やトイレ等の学校施設の整備に対する国庫補助事業について、必要な財源を確保するとともに、対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ること。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会